

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和5年度）

住 所 愛知県豊橋市駅前大通一丁目46番地の1
事業者名 豊橋鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩ヶ谷 光晴

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
段差解消等	乗降者数1日3千人以上の停留場の段差解消。	整備済み

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
乗降についての介助・旅客施設における誘導等	ワンマン運転であるため、バリアフリー対応の車両かつ停留場に限り乗務員の対応が可能。	状況に応じて対応

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ホームページへの掲載	・ホームページ上に車いす利用可能停留場を掲載する。 ・時刻表にLRV車両による運行時刻を明示する。	常時掲載を継続

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
接遇研修	サービス介助士有資格者による接遇に関する集合教育を実施する。	資格取得、集合教育を継続

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

サービス介助士の資格取得の促進。

- (3) 報告書の公表方法

ホームページ掲載による。<https://www.toyotetsu.com/company/evaluation.html>

- (4) その他

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和5年度）

住 所 愛知県豊橋市駅前大通一丁目46番地の1
事業者名 豊橋鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩ヶ谷 光晴

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（1）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者が 3 万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
（2）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者が3000人以上 3 万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

